



Title	18 世紀ヨーロッパの外交官による自国民の保護 : 駐フランス使節の事例から
Author(s)	見瀬, 悠
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2023, 57, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/94904
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

18世紀ヨーロッパの外交官による自国民の保護

——駐フランス使節の事例から——

見瀬 悠

キーワード：フランス／18世紀／外交官／外国人／外国人遺産取得権

はじめに

近世ヨーロッパ外交史研究の刷新が近年進んでいる。外交史は19世紀後半以降の実証主義歴史学において、政治史や軍事史とならぶ花形の研究分野であった。だが、国民国家の枠組みを前提とし国家間関係の記述に関心を集中させた古典的な外交史研究は、1930年代以降の社会史の興隆と方法論的刷新を受けて、事件史への過度な傾倒として批判された。その後しばらくの間、近世史家の関心は外交史から遠ざかったようにみえたが、1990年代以降、政治史の復権と政治文化論の展開を背景に、外交史の見直しと方法論的刷新が試みられている。文化史研究の手法や、文学・人類学など隣接諸学の成果を摂取した「新しい外交史」がヨーロッパ各地の研究者によって精力的に探求されており、その結果、外交というものは、国家の対外政策に還元されない、より広範な制度的・政治的・文化的変化と結びついた領域と認識されるようになってきている¹⁾。

こうした「新しい外交史」の特徴のひとつは、外交の結果ではなく過程に関心を向け、国家ではなく外交の実務を担ったさまざまなアクターに着目することにある。すなわち、外交を通して締結される条約や協定だけでなく、儀礼や宮廷社交、贈り物の交換、交渉者が用いる言葉や振舞い、情報伝達経路や動員されるネットワークなど、国家間関係の構築や調整に直接・間接に影響を及ぼす慣習や行為の重要性が広く認識されるようになった。また、大

使や公使はいうまでもなく、彼らの任務遂行を支える秘書や取巻き、スパイ、女性、芸術家、商人、兵士といった、公式・非公式を問わず外交システムの維持に貢献し、複数の次元で交渉に関与する多様なアクターが果たす役割に関心が寄せられている。そのなかで、君主の公式の代理人である「外交官」²⁾は、外交の排他的な実践者ではないにせよ、その職務や表象、文化移転における役割は「新しい外交史」のひとつの研究対象となっている。³⁾

以上の研究動向を踏まえたうえで、本稿では18世紀ヨーロッパの外交官が自国民の保護において果たした役割を、フランスに駐在した使節の事例から検討する。国民の生命や財産の保護を重要な任務とする現代の大使や領事とは異なり、近世の外交官は自国君主の代理、外交交渉の遂行とそのための情報収集を主な職務とした。そのため、宗派化が進展する近世ヨーロッパで制度化された自国民への霊的扶助を除くと、外交官による自国民一般への多様な保護や支援の試みは、個別的で散発的であるがゆえにほとんど研究されてこなかった。しかし、筆者は近世フランスの外国人遺産取得権の運用を研究する過程で、18世紀に外国の外交官がフランスやその植民地で生じた自国民の財産をめぐる問題の解決に尽力する事例を複数発見した。外国人遺産取得権とは、フランスで帰化せずフランス生まれの子も残さずに死亡した外国人の財産を国王が取得するという権能である。⁴⁾外国人に相続・被相続の自由を認めないこの制度が「啓蒙の世紀」に「野蛮」とみなされフランス内外で批判の対象となるなかで、⁵⁾外交官も自国民の財産保護のためにその適用の阻止を図ったり、フランス政府に苦情を寄せたりするようになった。本稿ではこうした外国人遺産取得権の実施に際して外交官が自国民の相続に保護的介入を行った事例を分析することで、従来の研究で看過されてきた18世紀の外交官の役割の一端を明らかにし、それがもつ意味を考えたい。以下、第1章で近世の外交官の職務や活動を駐仏使節を中心に概観したうえで、第2章では外交官が自国民の財産保護のために仲介を行った事例を、第3章では直接的に相続手続きに介入した事例を検討する。

1. 近世の外交官

(1) 主な職務

よく知られているように、15世紀中葉のイタリア半島で外交官の駐在を特徴とする恒常的な外交システムが誕生し、その後ヨーロッパ各地に普及した。⁶⁾近世には外交官の長期派遣が増加し、駐在外交がヨーロッパ国家間関係の構造に組み込まれていくことになる。フランスはルイ14世親政期以来、ヨーロッパの主要な国々の首都に常任の外交官を派遣したため、諸外国から多くの外交使節がパリやヴェルサイユを訪れ、戦時を除いて恒常的に滞在するようになった。18世紀に外交官の駐在が国際的慣行として確立しつつあったことを示唆する史料が、フランスで1700年から毎年出版された『王国年鑑』(Almanach royal)である。この年鑑には王室や主要行政機構のメンバーリストが収録されていたが、スペイン継承戦争後の1715年刊行の巻からは「在フランス外国宮廷使節」(ministres des cours étrangères en France)という項目が加わった。⁷⁾さらに1738年巻からは、各国の外交官が滞在するパリの通りや地区の名称も網羅的に記載されるようになる。⁸⁾この巻にはローマ教皇、スペイン王、イギリス王、両シチリア王、ポルトガル王、サルデーニャ王、ヴェネツィア、オランダ連邦、マルタ騎士団、デンマーク王、トスカーナ大公、神聖ローマ皇帝、ポーランド王兼ロレーヌ公、プロイセン王、ファルツ選帝侯、ジェノヴァ共和国、モデナ公、ヘッセン方伯、ポーランド王兼ザクセン選帝侯、グアスタッラ公、ヴェルテンベルク公、リエージュ公、ジュネーヴ、ハンザ諸都市の使節が名を連ね、18世紀のパリにヨーロッパ各地から外交官が集まっていたことが分かる。

近世の外交官は官職ではなく、専門職としても確立されていなかったため、あらかじめ定められた職務はなかった。しかし15世紀から18世紀にかけて、外交の経験者による外交論が複数発表され、外交官の職務や特権、資質や技能に関する規範が形成されていく。なかでもA・ド・ウィクフォールの『大使とその職務』(1680/1681年)と、F・ド・カリエールの『外交談判法』(1716

年)は、版を重ね複数言語に翻訳されて、外交の教本として最もよく参照された。ここではこれらの著作を研究したS・エクスターンブリンクとM・ベリッサの論考に依拠しながら外交官の職務を概観しよう。

ウィクフォールはアムステルダム生まれの外交官で、ライデンで法学を修めた後パリに移り、ドイツ諸侯の代理人として情報収集や交渉に従事したが、1659年にマザランと対立したことでバステューユに収監され、次いで国外追放になり、ハーグへ逃れた。しかしここでも1675年に反逆罪のかどで無期懲役と財産没収を言い渡されたため、自己弁明のために翌年『大使と公的使節に関する覚書』を著し、これをもとにした『大使とその職務』が数年後にハーグで刊行された⁹⁾。ウィクフォールによれば、大使の職務は、交渉を有利に進めるために接受国の宮廷で諜報活動を行うことと、式典で君主の代理を務めることである。職務の円滑な遂行のために、大使は巧妙さと礼節、宮廷作法を身につけ、宮廷という劇場で臨機応変に振る舞う優れた役者でなければならない。三十年戦争期に外交に従事した彼にとって、大使は16世紀の詩人T・タッツが描いたような「平和の使者」ではなく、国家理性と政治的利害にもとづく国家間交流の実践者であった¹⁰⁾。

カリエールが描く外交官の像も、ウィクフォールのそれと共通点が多い。彼はノルマンディ地方出身の文筆家で、1689年にアカデミー・フランセーズ会員に選出された人物である。文筆活動のかたわら、1670年代に交渉者としての活動を開始し、アウクスブルク同盟戦争中に仏蘭間の非公式の対話を進める任につき、1697年にはルイ14世からライスウィック条約締結のための特命全権大使に任命された。『外交談判法』はこの頃に執筆され、20年近い時を経て、ルイ14世の死後にパリで出版された¹¹⁾。この著作の主題は外交官ではなく「交渉の技法」であるが¹²⁾カリエールは「交渉家」という総称のもと、外交官の職務や資質についても説明している。彼によると、交渉家の主な職務は主君の利害に関する事柄を接受国の君主や大臣らと交渉し、主君の利益を守りながら合意を形成することと、接受国の君主の性向や野心、宮廷の状況や國務会議の決定などを前任者から引き継いだ知識や交友関係を用

いて把握し、主君に知らせることである。そのために交渉家に必要とされる資質は、自己の感情や思考の統御と隠秘、反感や警戒心をもたれずに他者に取り入る巧みさや感じの良さ、礼節や慎み深さの装いであった。¹³⁾

こうした外交論はヨーロッパ各地で読まれることで、外交官が国の枠組みを超えて規範や作法を共有し、文化的に均質性の高い集団を構成することを促した。¹⁴⁾外交史家H・スコットによると、18世紀ヨーロッパの外交官の多くに共通する特徴は、貴族であることとフランス語を話すことである。17世紀までの外交官には人文主義的な素養が求められ、H・グロティウスの例にみられるように、平民の学者に職務が委ねられることもあった。しかし、18世紀になると外交官は貴族であることが重視されるようになる。善き外交官になるためには、貴族に期待される素養や知性、社交性を身につけ、宮廷社会を熟知し、親族コネクションや経済力を備えていることが必要と考えられたためである。¹⁵⁾またよく知られているように、18世紀にフランス語は王侯貴族社会の共通語のみならず、ラテン語に代わるヨーロッパ外交の公用語にもなった。パリに集う外交官たちは宮廷やパリのサロンやアカデミー、フリーメイソン会所でコスモポリタンな貴族的社交を享受し、そのことが外交官としての人脉の形成や密談の隠蔽、情報の収集と拡散を容易にしていたという。¹⁶⁾このように外交官たちは、貴族的でフランス的で宮廷を中心に営まれる新しいヨーロッパ外交文化を共有していたのである。

(2) 自国民への霊的扶助

以上の概観からは、近世の外交官にとって自国民一般の保護は主要な任務ではないことがうかがわれる。現代の大使館は派遣国の国民が外国でトラブルに遭遇した際に保護や助力を求める窓口となっているが、外交官が「国民」を代表しない近世には、自国民保護のための制度化されたシステムは存在しなかった。ただし、宗派的帰属の異なる二国間で派遣される外交官が自国民に提供した霊的扶助は例外である。18世紀パリでは、プロテスタント諸国の外交官が自身の邸宅（以下大使邸と表記）で専属牧師によるプロテスタン

ト礼拝を実施し、それを現地の自国民に開放していた¹⁷⁾。1718年にフランクフルト・アム・マインで出版された旅行ガイド『パリ滞在』において、著者 J・Ch・ネマイツは、パリではイギリス大使邸とオランダ大使邸で改革派礼拝がそれぞれ英語とオランダ語で、スウェーデン大使邸でルター派礼拝がドイツ語で行われており、後者にはドイツ語を理解する他の外国国民も集まるため参加者が数百人に達することがある、と述べている¹⁸⁾。こうした大使邸での礼拝は、元来は外交官とその家族や従者だけに限定される私的なものだったが、ナント王令廃止（1685年）後、特に1720年代以降には一般の外国人もフランス人も広く受入れるプロテスタントの互助空間を構成するようになった¹⁹⁾。カトリック国フランスでこうした活動が可能だったのは、外交官もその館も接受国の裁判権を免れるという原則が「万民法」（droit des gens）として尊重されるようになっていたからである²⁰⁾。フランス王権は1766年までフランス臣民に大使邸の礼拝への参加を禁じていたため、大使邸出口では逮捕者が続出し、外国人も一部巻き込まれたが、外交官の介入で解放された²¹⁾。外交官は自国民に対して、君主に代わる宗教的な庇護者の役割を果たしたのである。

さらに、こうした霊的扶助の延長として、プロテスタント諸国の外交官とその牧師は自国民の死や埋葬にも関わった。パリではナント王令廃止後、プロテスタント墓地は閉鎖されたが、フランス王は1713年のユトレヒト条約および1716年のハンザ諸都市との通商条約において相手国の民に埋葬の自由を承認した。しかしその後もプロテスタント墓地は開設されず、プロテスタントの遺体が遺棄されたり、掘起しや損壊に遭ったりする例が続出した。そのため、オランダ大使がパリのポリス総代官に外国人プロテスタント専用墓地の開設を強く要請し、その結果、1720年7月20日國務顧問会議裁決によりパリのサン＝マルタン市門近くに墓地が開設された²²⁾。このとき、死者の出身国の使節が発行する死亡証明書にもとづいてポリス総代官が埋葬許可を出すことと定められたため、プロテスタント諸国の外交官は自国民の埋葬に関与することになった²³⁾。そのうえ、大使邸付き牧師の発意により、スウェーデン

大使邸とデンマーク大使邸が1743年に共同で、オランダ大使邸が1752年頃に、それぞれ外国人プロテスタント用の診療所を開設した。²⁴⁾患者が死亡した場合、これらの診療所や牧師は外国人プロテスタント墓地への埋葬の手続きを行い、ときには埋葬費用の一部を負担した。²⁵⁾このようにプロテスタント諸国の外交官と大使邸は、自国民を中心とする同宗者の霊的安息に貢献していたのである。

以上のような霊的扶助は、宗派化が構造的に生み出す問題への対応であり、「万民法」と国際社会の合意のもとに制度化された自国民保護の例である。とはいえ、祖国を離れ外国を訪れる人々は、旅先の国に駐在する自国の外交官に対してより広範な保護や支援を期待していた。たとえば、1728年にポルドーでラ・ルセル通りのフランス人卸売商宅に滞在していたあるオランダ人は、駐仏オランダ大使が彼とその一行にフランスでの移動の自由と安全を保障するために発行した自由通行証（passeport）を所持していた。²⁶⁾また、スコットランドの作家T・スモレットは旅行でフランスに来た際、所持していた書物の検閲で便宜を図ってもらうためにパリのイギリス大使に連絡を取ることにしたと『フランス・イタリア紀行』（1766年）に書いている。²⁷⁾しかし、このように外交官が個々の自国民のために行ったであろう多方面にわたる活動は、個別的であるがゆえに体系的な史料収集が困難で、ほとんど研究されていない。このことは、外交官による自国民の財産や相続の保護についてもあてはまる。こうした非制度的な保護にはどのような特徴や意味があったのだろうか。次章では、外国人遺産取得権の適用に関わる事例を観察しながら、外交官が自国民の財産保護のために果たした仲介の役割を検討する。

2. 自国民の財産保護のための仲介

(1) 貴族の連帯と国家の名誉

1728年3月5日、パリのコロンビエ通りの家具付きホテルでキングストーン公夫人が死亡した。²⁸⁾翌日、パリ在住のイギリス人銀行家R・アービュトノッ

トが、おそらく生前の夫人の依頼により、財産保護のための封印貼付を地区のシャトレ警視に要請した。²⁹⁾ 1713年ユトレヒト条約でイギリス臣民は動産については外国人遺産取得権を免除されていたため、衣装箱3つ、豪華4輪馬車1台、ベルリン型馬車1台、馬7頭からなる夫人の遺産は没収されないはずであった。しかし3月19日の封印解除の際に、アービュトノットはパリ王領法廷が相続人不在を理由に外国人遺産取得権を適用する決定を下したと告げられた。そこで、彼は8日間の猶予を願い出るとともに、駐仏イギリス大使H・ウォルポール卿に保護を求め、イギリスにいる夫人の遺言執行人で娘たちの後見人でもあるパーマストン卿にも事態を知らせた。³⁰⁾ 早くも3月21日には、ウォルポール卿から相談を受けたと思われる財務総監ル・ペルティエがシャトレ警視とパリ王領法廷検事に書簡を送り、この相続に対する追求を停止し夫人の財産をウォルポール卿が指名する人物に引き渡すのが王の意思であると伝えた。ウォルポール卿も夫人の家令を財産の受託者に指名する証明書を発行した。23日にシャトレ警視により再度招集された関係者の前でこれらの文書が読み上げられ、指示通りに財産が返還された。

この例は、外交官の介入が外国人の相続上の問題を早期解決に導くこと、そしてその介入が当事者とフランス政府高官との間の仲介という形を取ることを示している。これは接受国で裁判権をもたない外交官が行える唯一可能な介入であったろうし、フランス宮廷と直接の繋がりをもたない外国人にとっては貴重な連絡回路であっただろう。しかし同時に、この例からは、外交官の介入には自国民の保護というよりも、王侯貴族社会に属する同輩への助力や連帯の表明として理解すべき側面があることがうかがわれる。

実際、外交官の対応は問題の当事者が誰であるかによって異なっていた。1729年にボルドーで死亡したアイルランド軍人W・プレnderガストの相続はそのことを例証する。この人物は借金から逃れるために妻とともに渡仏し、立ち寄ったボルドーで急病により客死した。死亡する前に意識不明に陥り、そのすきに彼のいとこを自称するボルドー住民M・プレnderガストが金貨や銀貨、宝飾品、多数の衣類を含む彼の荷物を持ち去った。「万民法」

違反のかどで投獄されそうになったこの住民は、擁護者を得ようとしてイギリス大使ウォルポール卿に釈明文を送ったが、ウォルポール卿はこれを国璽詔書ショヴランに渡したただけだった。³¹⁾

しかしながら、1730年に任期を終えてロンドンに戻っていたウォルポール卿は、駐英フランス大使ブログリ伯からプレnderガストの財産が外国人遺産取得権により接収されると知らされると、わざわざロンドンからヴェルサイユのショヴランへ書簡を送っている。この書簡を踏まえて国璽詔書がギュイエンヌ地方長官に送った書簡から推測するに、ウォルポール卿は1713年ユトレヒト条約の取決めに対する違反を訴えたと考えられる。³²⁾ 実はこれに先立ち、イギリス軍総司令官でジョージ2世の寝室侍従長も務めるリッチモンド公が、自身の姻族で、W・プレnderガストの債権者であるT・プレnderガストからの依頼で、財産返還の希望をブログリ伯経由でギュイエンヌ地方長官に伝えていた。地方長官はブログリ伯に財産返還はできない旨を伝え、³³⁾ そのことがウォルポール卿に伝えられたのである。

この件が最終的にどのような決着をみたのかは不明だが、イギリス大使が自身の助力を求める相手に応じて対応を変えていることが読み取れる。外交官の介入には、それを要請した関係者の社会的地位や外交官自身との関係性が少なからず影響を与えていたであろう。

その一方で、外交官の動機をこうした状況性だけに還元することはできない。なぜなら、外国人遺産取得権の適用は臣民の処遇についての二国間合意に関わる問題であり、ひいては君主と国家の名誉にも関わる問題だからである。1745年にパリで死亡したスウェーデン貴族ラ・ガルディ伯夫人の相続に対してパリ王領法廷検事が外国人遺産取得権を主張した際、スウェーデン全権使節フェッフェル男爵は彼女の相続人のためというよりは、スウェーデン臣民がフランスで不当な扱いを受けているとしてフランス政府に抗議した。³⁴⁾ 彼の考えでは、1741年4月25日に締結された両国の通商航海予備条約でスウェーデン臣民は外国人遺産取得権を免除されているはずであり、王領法廷検事の主張はスウェーデン臣民の権利を侵害するものだからである。³⁵⁾

実際には予備条約に外国人遺産取得権に関する文言はなかったため、財務総監はスウェーデン全権使節の主張を根拠なしとみなしたが、ラ・ガルディ家は「特別の保護」に値するという外務卿ダルジャンソン侯の意見を汲んで、相続処理の手続きの一時停止をパリ王領法廷検事に命じた。³⁶⁾この決定を知らされたフェッフェル男爵は、「ラ・ガルディ伯夫人の相続に対する王領法廷の主張が取り消され、スウェーデン国民がフランスで、外国人遺産取得権の免除に異議を挟まれないデンマーク人やオランダ人より悪く扱われるという苦痛を味わわなくなるよう」望むとダルジャンソン侯に伝えた。³⁷⁾

ここからは、スウェーデン全権使節が自国民への外国人遺産取得権の適用を相対的な不名誉として捉えていることが分かる。駐西フランス大使も1743年に、スペイン宰相カンピーリョが仏領マルティニクで1735年に発生した西領トリニダード元総督アレンドの遺産没収を「スペインにとっての名誉の問題」とみなしていること、後任の宰相エンセナーダもイギリス人とオランダ人が外国人遺産取得権の免除を享受しているのにスペイン人がそれに異を唱えられるのは「不名誉」だと述べたことを証言している。³⁸⁾このように、自国民の相続問題への外交官の介入には、自国民の正当な処遇を求めることで自国の威信を擁護するという意図もあったのである。

(2) 自国民の処遇改善

自国民の処遇改善に対する関心は、1770～1780年代にフランス植民地で発生した外国人遺産取得権の適用事例への外交官の介入において一層顕著である。1760年代以降、主として国家間条約によって外国人遺産取得権の互恵的免除を認められる外国民が増加していた。同盟関係の樹立、商業交流の振興、国境画定の結果など契機は複数あるが、大半のヨーロッパ諸国、神聖ローマ帝国の諸侯国、アメリカ合衆国の民がフランスでの相続・被相続の自由を獲得した。しかし、条約の効力をヨーロッパに限定したスペインとの第三次「家族協定」(1761年)を除き、一連の条約はフランス植民地にも適用されるのかを明記しなかったため、植民地で死亡した外国人の財産は法的に

曖昧な状態に置かれることになった。³⁹⁾

問題が表面化した契機は、1771年12月と1772年3月に仏領サン＝ドマングで死亡した2名のオーストリア臣民の相続問題であった。この2名とは、オーストリア領南ネーデルラントのデンデルモンデ生まれのJ・カッサンと、同じくオーストリア領ミラノ公国の都市ローディ出身の医師F＝A・トスゴビである。⁴⁰⁾1766年6月24日の仏墺間協約がフランス植民地でも効力をもつのであれば、彼らの遺産は外国人遺産取得権を免除され相続人の手に渡るはずであった。しかし相続人の予想に反して、植民地当局は両名の財産を外国人遺産取得権により国庫に接収することを決定した。この決定に異議を唱えたのが駐仏オーストリア大使メルシ＝アルジャント伯である。⁴¹⁾彼は上記の2名の相続問題をオーストリア宮廷に報告し、これまで仏墺間で締結された一連の条約の条文を詳しく検討した1773年5月3日付の覚書を海軍卿ボワース侯と外務卿デギヨン公に提出した。オーストリア側の見解は、ルイ15世とマリア＝テレジアの双方の全臣民は1766年6月24日協約により相続・被相続の自由を認められたため、植民地住民が外国人遺産取得権の免除から除外されると判断できる根拠は存在しないというものであった。⁴²⁾この問題へのオーストリア大使の積極的関与が含意したのは、カッサンとトスゴビの相続人の利益を守ることだけでなく、オーストリア臣民のフランス植民地での処遇を改善し将来にわたりその財産を保護することであった。⁴³⁾

最終的に、フランスの国務卿たちはフランスと諸外国との間の互惠性を保つためという理由で、フランス植民地には外国人遺産取得権の免除条約を適用しないという結論を下した。⁴⁴⁾この結論は1773年4月には国務顧問会議で出されていたが、⁴⁵⁾植民地に通達されたのはルイ16世の治世初期であった。⁴⁶⁾しかし、この規則は諸外国からの合意を得ずに、あくまでフランスの国内法として制定されたため、その後も外国の外交官からは、フランス植民地における自国民の相続に関する問い合わせや外国人遺産取得権の適用に対する異議申し立てが寄せられた。

たとえば、フランス臣民J＝M＝J・レマンズの相続をめぐるパリ高等法

院の裁判で、故人のおじでマーストリヒト出身のレマンズ神父がサン＝ドマングに残された財産の相続権を1781年判決で否認された際に、駐仏オランダ大使ベルケンローデは海事卿カストリ侯に対してレマンズ神父の相続権を擁護する覚書を送っている。オランダ連邦議会は上記の判決が仏蘭間の外国人遺産取得権の互恵的免除を定めた1773年7月23日協約に反するとみなし、ベルケンローデに対して、この協約がレマンズ神父に適用され十全に効力を発揮するよう尽力してほしいと指示していた。⁴⁷⁾

さらに、1791年にはアメリカ合衆国の使節による自国民の財産保護の試みがフランスでの新法の制定をもたらした。1790年7月に、元駐仏使節である合衆国国務長官T・ジェファソンは、大統領G・ワシントンから仏領西インド諸島に住むアメリカ国民が外国人遺産取得権によって迷惑を被っていると知らされた。⁴⁸⁾そこでジェファソンは自身の後任でパリに駐在する合衆国代理公使W・ショートに書簡を送り、もしフランスの国民議会でこの制度が全面廃止されなければ、1778年2月の米仏通商条約に含まれる外国人遺産取得権の互恵的免除の条項を提示して、アメリカ国民が今後このような危険や喪失にさらされなくなるようにしてほしいと伝えた。⁴⁹⁾実際には国民議会は1790年8月6日決定により外国人遺産取得権を廃止していたが、この決定には植民地への言及が含まれなかった。そのため、ショートは国民議会王領委員会の報告者にこの件を相談し、8月6日決定の植民地への適用の明確化を国民議会に提案する約束を取り付けた。⁵⁰⁾その結果、国民議会の1791年4月13日決定により、外国人遺産取得権の廃止を「両インド植民地」に拡大する法案が可決されることとなる。

このように、1770～1780年代における外交官によるフランス植民地での自国民の相続問題への積極的介入は、個々の相続人の権利の擁護を図りながら、同時にフランスとの間の条約の適用範囲を明確にすることで自国民一般に起こり得る財産の損失を防ぐことを意図したものであった。こうした外交官による保護的介入は、1780年代のパリにおいてより直接的な形を取ることになる。外交官がフランス政府高官との仲介にとどまらず、自国民の死後

財産の差押え手続き自体に直接介入するようになるためである。次章では、外交官のこの振舞いがいかなる意味をもっていたのかを、比較的詳細が判明しているイギリス人女性A・カッサン嬢の相続の事例を中心に検討する。

3. 自国民の相続手続きへの直接介入

(1) 外交官による封印貼付

まず、死後財産封印調書の記述から事の発端を確認しよう。⁵¹⁾カッサン嬢はパリのサン＝タントワヌ通りのアパルトマン3階に住むプロテスタントのイギリス人女性であった。1784年8月3日に自宅で死亡し、通報を受けたパリ王領法廷副検事の要請で、地区のシャトレ警視が彼女の死後財産への封印貼付のために翌日彼女の自宅を訪れた。寝室でベッドに横たわる彼女の遺体を確認したところで、彼女の使用人である老女が現れた。この老女は警視に、カッサン嬢の死後間もなくイギリス大使の秘書がやって来て、彼女の財産を取めた戸棚や彼女が生前使っていた部屋の扉に大使の封印を押していったと伝えた。警視が実際に確認すると、アパルトマン入り口近くに置かれたクルミ材の戸棚の戸、入り口向いの部屋の扉、寝室に置かれたモミ材の戸棚の戸、寝室に続く部屋の扉のそれぞれに、「1784年8月3日午後8時、イギリス大使の封印、イギリス大使秘書ジョージ・ローク」と書かれた紙テープが巻きつけられ、各両端に赤色の封蝋で印璽が押されていた。警視は仕方なく、すでに巻かれた紙テープの横に新しく白い紙テープを巻き、各両端に赤色の封蝋で印璽を押したうえで、アパルトマン内に残されたカッサン嬢の財産の概要を確認した。

カッサン嬢の相続は早くも8月6日にパリ王領法廷により外国人遺産取得権の対象と判断された。3日後にはカッサン嬢の住居に上記の老女や他の債権者といった利害関係者が招集され、王領法廷のフランス財務官と副検事の立ち合いのもと、シャトレ警視によって財産の封印解除と目録の作成が開始された。この手続きにはイギリス大使邸関係者は参加していない。王領法廷

副検事は、イギリス大使の秘書による封印貼付は大使の「独断行為」であり、大使には封印貼付の権限はないと判断していたため、イギリス大使邸関係者を手続きに呼ばなかったのである。⁵²⁾

封印調書には明記されていないが、シャトレ警視は封印解除の際にイギリス大使の封印を破壊した。そうしなければ、封印された財産の詳細な目録を作成することはできないからである。しかし、駐仏イギリス大使ドルセ公は無断で大使の封印が破られたことを不服とし、外務卿ヴェルジェンヌ伯に抗議の手紙を送った。ヴェルジェンヌ伯はドルセ公への返信で、イギリス大使にはパリで死亡したイギリス人の財産への封印貼付の権限はなく、それは国王裁判権に属するものであると断ったうえで、シャトレ警視が大使の封印を破壊したことについては財務総監の判断に委ねるとして保留にした。⁵³⁾そして財務総監カロンヌへの書簡のなかで、シャトレ警視に封印を破壊させたのは王領法廷であると推測したうえで、動産について外国人遺産取得権を免除されているイギリス人の相続に王領法廷が関与すること自体が規則に反するとし、「王領法廷の介入は一般に無用な出費を引き起こし、そのせいで苦情が寄せられる」と不満を述べた。⁵⁴⁾

実は、外国君主の外交官が自国民の相続手続きに直接介入するのも、手続きに関する苦情を外務卿に寄せるのも、これが初めてではなかった。1780年10月21日にパリのボン＝ザンファン通りのアパルトマンで死亡したスウェーデン貴族カーマン男爵の相続では、駐仏スウェーデン大使クロイツ伯がスウェーデンに住む男爵の兄（弟）の相続権保護のためにシャトレ警視と大使邸付き牧師C・F・パールをカーマン男爵の住居に派遣し、自身の要請で封印貼付を行わせた。⁵⁵⁾それに対して、パリ王領法廷検事が異議を申し立て、この相続に対する王領法廷の裁治権を主張したため、スウェーデン大使はスウェーデン臣民の動産に関する外国人遺産取得権の免除を定めた1754年12月24日開封王状への違反であるとして、外務卿に苦情を表明した。⁵⁶⁾外務卿から相談を受けた財務長官は、王領法廷検事から王領法廷の介入の理由を確認し外務卿に伝えた。その理由とは、外国人遺産取得権を免除された外国民

の相続であっても相続人が現れなければ免除は無効であり、動産が免除されていても相続に不動産が含まれる可能性があるため財産目録は王領法廷の裁治下で作成されるというものであった。⁵⁷⁾外務卿はこの見解に苦言を呈したが、最終的に牧師パールが王領法廷の裁治に同意したので、この件は幕を下ろした。⁵⁸⁾しかし、外交官とフランスの国務卿や王領法廷役人との間に存在する、外国人の相続の管轄に関する認識の齟齬という根本的な問題は解決されないままであった。

(2) 越権と新しい国際規範のはざままで

1780年代になると、少なくとも外交官の間では、フランスで発生した自国民の相続を自ら裁治できる、ないし手続きに関与する正統な資格をもつという考えが芽生え始めていた。パリ王領法廷検事は1785年に、2、3年前前からイギリス大使がパリで死亡するイギリス人の相続を処理する権限を独占するかのようには振る舞っていると嘆いている。⁵⁹⁾そうした振舞いは外国人遺産取得権を免除されていない国の外交官にもみられた。1780年12月20日頃にパリのヌヴ・デ・プティ＝シャン通りの家具付きホテルで死亡したプロイセン貴族クニプハウゼン男爵の相続では、プロイセン全権使節ゴルツ男爵の秘書が、相続人に権利を主張する時間を与えないのは「万民法」違反であるとして、シャトレ警視が貼付した封印のうえにプロイセン大使の封印を押し、警視による封印解除を妨害した。⁶⁰⁾このことを知ったゴルツ男爵は秘書に大使の封印を解除させたが、⁶¹⁾少なくともこの大使秘書は、大使には自国民の相続権保護の目的でフランスでの相続手続きに直接介入する正統な資格があると考えていたことが分かる。フランスでは、封印貼付を請求する資格をもつのは相続人と債権者、裁判所検事のみであり、封印貼付をする権限をもつのは司法官のみである。したがってフランス国内法の基準では、上記の3例のいずれにおいても、外交官の振舞いは越権もしくは変則に該当する。

しかし17世紀後半以降、そして特に「啓蒙の世紀」に発展する「万民法」・自然法の理論においては、フランスで発生した外国人の相続は必ずしもフラ

ンス国内法の枠内にとどまらない問題を構成していた。当時ヨーロッパ全域でベストセラーになったE・ド・ヴァッテルの名著『万民法あるいは自然法の諸原則』（1758年）の記述を例にあげよう。ヴァッテルは、外国人の財産に対するその国の君主の権利要求は「所有者の権利にも、彼が成員であるところの国民の権利にも反している」とし、外国人の財産を国庫に帰属させる慣習を批判している。ヴァッテルによれば、「個人の財産は外国にいても彼に属し続け、さらには彼の国民の財産全体の一部をなす」ため、外国人が死後に残した財産は、不動産を除いて、彼の国の法にしたがってその相続人の手に渡るのが当然なのである。⁶²⁾この考え方は、大使もその館も接受国の領域の外にあるとする、大使と大使邸の不可侵権を支える法的擬制に類似している。⁶³⁾つまり、接受国の主権がその領域の外に及ばないように、ある国の君主権は他の国民に属する財産には及ばないのである。

18世紀に、共通法により統御される諸国民の市民社会としての国際社会が構想されるなか、主権や実定法の範囲に関する批判的考察が行われ、外国人の処遇の問題はそのひとつの争点になっていた。⁶⁴⁾外国人への好意的な処遇は国民の礼節や国家の文明性の証とされ、コスモポリタンな国際規範と結びつけられた。⁶⁵⁾こうした言論空間のなかでは、外国人の相続はもはや各国の国内法のみ支配される対象ではなくなったが、その反面、準拠すべき規則の曖昧さが生じていたように思われる。ヴァッテルは外国人の相続の管轄までは論じておらず、外交官が何を根拠に任地での自国民の相続手続きに直接介入してよいと判断したのかは分からない。ただ少なくとも、社交を通して啓蒙の知的交流に参加する外交官には、所有権の普遍性や外国人遺産取得権の野蛮性を唱える哲学者らの議論に触れる機会があったであろうし、自国民一般の財産権が自然法の原則に即して尊重されるよう外交官が監督する役目を担うような新しい国際文化が構想される可能性もあったであろう。

カッサン嬢の相続の事例に戻ろう。イギリス大使ドルセ公は無断の封印破壊について謝罪を求めた。⁶⁶⁾王領法廷検事ギシャールは大使の封印の非正規性と王領法廷の手続きの正当性を主張し、それを擁護する財務総監カロンヌと

納得しない外務卿ヴェルジェヌス伯との間で意見が分裂したが、検事は和解のためにイギリス大使に謁見することに同意した。1785年2月21日、ドルセ公はパリの自宅にギシャールを迎え入れた。このとき検事は、今後パリで発生するイギリス人の相続はすべてイギリス大使に報告し、財産の保存や相続人への通知、迅速な財産の返還を実現するための適切な方法を大使もしくはその代理人と協議することを大使に提案した⁶⁷⁾。そして二人の面会後には、ギシャールとヴェルジェヌス伯が中心になって外国人の相続の処理に関する新しい規則の制定が計画され始めた⁶⁸⁾。新規則は結局発布には至らなかったため内容は不明であるが、一連の経緯からは、大使邸と連携しながらより迅速でより効果的に外国人の相続に対処する方法を模索していたことが推察できる。

以上から、外交官が自国民の相続手続きに直接介入し、フランスの国務卿や王領法廷役人の間に混乱を引き起したことによって、結果的に、外交官を公式の窓口とする国家間の協働にもとづいた外国人の相続処理の方法が検討されるようになったことが分かる。このことは、個人の財産権はその人が帰属する国家の領域を超えて尊重されるという新しい国際規範が徐々に定着し、外交官の振舞いに影響を与えていたことを示唆しているだろう。外交官は18世紀の国際社会の規範と諸国家の現実の制度との間を架橋し、改革を促すひとつの推進力をもたらしたのである。

おわりに

本稿では、18世紀のフランスに駐在した外交官が自国民の保護においていかなる役割を果たしたのかを考察してきた。特に外国人遺産取得権の実施に際して外交官が行った自国民の相続への保護的介入の事例を検討することで、次の2点を結論として導き出した。

第一に、18世紀の外交官は自国民の財産保護のために当事者とフランス政府高官との間を仲介したが、そこには王侯貴族社会への帰属を共有する同

輩への協力や、君主と国家の名誉の保持、フランスと締結した条約の範囲の明確化、自国民の処遇改善や財産喪失の阻止など、複数の関心や動機が混在していた。彼らは名誉と序列を重視する近世社会の身分制秩序に組み込まれており、その助力はすべての外国人に等しく開かれたものではなかったであろう。しかし同時に、たとえ君主の利益と不可分だとしても、自国とその構成員たる臣民全体の利益の保全のために尽力し、自国民にとって外国における庇護者の役割を果たしたのもまた事実である。近世から近代への移行期に、外交官の職務の性質にも緩やかな変化が生じていたといえよう。

第二に、1780年代に外交官が自国民の相続手続きに直接介入した事実が確認されたが、その要因や背景としては、外国人遺産取得権の相互的免除がヨーロッパで拡大したことだけでなく、外国人の財産や相続の扱いを国内法の軛から解放し「万民法」や自然法の審級にのせた啓蒙のコスモポリタンな思想潮流の影響を受けていたことが考えられる。外交官は自ら相続人の権利を代弁し積極的な保護に努める擁護者としての役割を担い始め、そのことは既存の手続きのあり方や外国人の相続の扱いについての再考を促し、改革の端緒を開いた。そこにみられるのは排他性を含意する国民主義の原理ではなく、平和と交流、礼節と共感を重視する18世紀の国際社会観であるだろう。外交官は従来通りに君主と国家を代表し、その利益保全に尽力すると同時に、新しくたちあられつつある国際規範の実践者としての側面も併せもっていたのである。

本稿は限定的な史料に依拠した事例研究であるため、以上の結論は仮説の域を出ておらず、より多くの事例の分析にもとづいたさらなる検証が必要である。また、18世紀の外交官がいかなる知的・文化的傾向をもち、コスモポリタンな国際秩序の観念に対していかなる姿勢を示したのかを確認するには、外交官の社交関係や知的活動の精査、エゴドキュメントの分析といった観点からの研究の深化が不可欠である。これらの作業は今後の課題としたい。

[注]

- 1) 近世ヨーロッパ外交史研究の潮流に関しては以下を参照した。M. Belissa, « Diplomate et relations “internationales” au 18^e siècle : un renouveau historiographique ? », *Dix-huitième siècle*, n° 37, 2005, pp. 31-47 ; J. Watkins, « Toward a New Diplomatic History of Medieval and Early Modern Europe », *Journal of Medieval and Early Modern Studies*, vol. 38, n° 1, 2008, pp. 1-14 ; L. Bély et G.-H. Soutou, « Les relations internationales », in J.-F. Sirinelli et al. (dir.), *Les historiens français à l'œuvre, 1995-2010*, Paris, PUF, 2010, pp. 261-286 ; D. Carrió-Invernizzi, « A New Diplomatic History and the Networks of Spanish Diplomacy in the Baroque Era », *The International History Review*, vol. 36, n° 4, 2014, pp. 603-618 ; P. M. Dover and H. Scott, « The Emergence of Diplomacy », in H. Scott (éd.), *The Oxford Handbook of Early Modern European History 1350-1750*, vol. 2 : *Cultures and Power*, Oxford, Oxford University Press, 2015, chap. 25 ; T. A. Sowerby, « Early Modern Diplomatic History », *History Compass*, vol. 14, n° 9, 2016, pp. 441-456 ; B. Tremml-Werner and D. Goetze, « A Multitude of Actors in Early Modern Diplomacy », *Journal of Early Modern History*, vol. 23, n° 5, 2019, pp. 407-422.
- 2) 本稿では便宜上「外交官」という総称を用いるが、近世に彼らの総称として一般的だったのは「交渉家」(négociateur)や「使節」(ministre)であり、そのほか「大使」(ambassadeur)、「全権使節」(plénipotentiaire)、「公使」(envoyé)、「弁理公使」(résident)など職務ごとの呼称が用いられた。「外交官」(diplomate)という語の使用が初めて確認されるのは、M・ロベスピエールの『憲法の擁護者』(1792年)においてである。A. Outrey, « Histoire et principes de l'administration française des Affaires étrangères », *Revue française de science politique*, n° 2, 1953, p. 299.
- 3) 近年の成果としては、H. R. I. Kugeler, « 'Le Parfait Ambassadeur'. The Theory and Practice of Diplomacy in the Century following the Peace of Westphalia », D.Phil. thesis, Oxford University, 2006 ; S. Andretta, S. Péquignot et J.-C. Waquet (éd.), *De l'ambassadeur. Les écrits relatifs à l'ambassadeur et à l'art de négociier du Moyen Âge au début du XIX^e siècle*, Rome, Publications de l'École française de Rome, 2015 ; D. Fedele, *Naissance de la diplomatie moderne (XIII^e-XVII^e siècles). L'ambassadeur au croisement du droit, de l'éthique et de la politique*, Baden-Baden, Nomos Verlagsgesellschaft mbH, 2017.
- 4) 外国人遺産取得権の実施については拙稿を参照：見瀬悠「18世紀フランスの外国人遺産取得権—パリ・サン＝ジェルマン＝デ＝プレ地区の事例から—」『史学雑誌』127編9号、2018年、1-35頁；同「近世フランス植民地における外国

- 人の法的地位—アンティル諸島への外国人遺産取得権の導入から廃止まで—」『歴史学研究』993号、2020年、1-16頁。
- 5) 見瀬悠「歓待と差別—近世フランス王国における外国人の処遇をめぐる言説」『史学雑誌』131編8号、2022年、1-36頁。
 - 6) Dover and Scott, art. cit., pp. 665-669. 我が国では近世の外交や駐在使節の研究として高梨久美子『駐英大使の見たヘンリ8世時代—神聖ローマ皇帝大使シャピュイの書簡を中心に—』刀水書房、2019年や、加来奈奈氏による一連の論考がある。
 - 7) *Almanach royal*, année 1715, Paris, Laurent d'Houry, p. 53. 『王国年鑑』は1683年から出版された『年鑑』(*Almanach*)の後続誌である。
 - 8) *Almanach royal*, année 1738, Paris, veuve d'Houry, pp. 101-102.
 - 9) L. Bély, *L'art de la paix en Europe. Naissance de la diplomatie moderne XVI^e-XVIII^e siècle*, Paris, PUF, 2007, chap. XV.
 - 10) S. Externbrink, « Abraham de Wicquefort et ses traités sur l'ambassadeur (1676-1682). Bilan et perspectives de recherche », in Andretta, Péquignot et Waquet (éd.), *op. cit.*, pp. 405-430.
 - 11) J.-C. Waquet, « Callières et l'art de la négociation », in Andretta, Péquignot et Waquet (éd.), *op. cit.*, pp. 432-439.
 - 12) このことは国家間交渉を固有の方法論をもつ専門領域とみなす新しい傾向を表している。1737年にはフランスの外交官A・ベケによる『交渉技法論』も出版された。Fedele, *op. cit.*, pp. 624-627.
 - 13) M. Belissa, « La diplomatie et les traités dans la pensée des Lumières : "négociation universelle" ou "école du mensonge" ? », *Revue d'histoire diplomatique*, vol. 113, 1999, pp. 292-300 ; F. de Callières, *De la manière de négocier avec les souverains*, Amsterdam, 1716, chap. VIII.
 - 14) H. Scott, « Diplomatic Culture in Old Regime Europe », in H. Scott and B. Simms (éd.), *Cultures of Power in Europe during the Long Eighteenth Century*, Cambridge, Cambridge University Press, 2007, chap. 4.
 - 15) Dover and Scott, art. cit., p. 685.
 - 16) Bély, *op. cit.*, pp. 603-604 ; A. Lilti, *Le monde des salons. Sociabilité et mondanité à Paris au XVIII^e siècle*, Paris, Fayard, 2005, pp. 126-136 ; P.-Y. Beaurepaire, *L'Autre et le Frère. L'Étranger et la Franc-maçonnerie en France au XVIII^e siècle*, Paris, Honoré Champion, 1998, pp. 296-308, 469-477.
 - 17) J. Gres-Gayer, « Le culte de l'ambassade de Grande-Bretagne à Paris au début de la régence (1715-1720) », *Bulletin de la Société de l'Histoire du Protestantisme Français*

- (以下*BSHPF*), vol. 130, 1984, pp. 29-46 ; L. Gwenaëlle, « La chapelle de l'ambassade de Hollande à Paris au XVIII^e siècle. Vecteur du soutien aux protestants de France », Y. Krumenacker (éd.), *Entre calvinistes et catholiques. Les relations religieuses entre la France et les Pays-Bas du Nord (XVI^e-XVIII^e siècle)*, Rennes, PUR, 2010, pp. 367-388 ; J. Driancourt-Girod, *Insolite histoire des luthériens à Paris, de Louis XIII à Napoléon*, Paris, Albin Michel, 1992 ; R. Goy, « Les deux chapelles d'ambassade luthériennes à Paris de Grotius à Napoléon et le droit diplomatique », *Hague Yearbook of International Law*, vol 12, 1999, pp. 17-33. 他のカトリック諸国やプロテスタント諸国に置かれた異宗派の大使邸礼拝堂については次の俯瞰的研究を参照 : B. J. Kaplan, « Diplomacy and Domestic Devotion : Embassy Chapels and the Toleration of Religious Dissent in Early Modern Europe », *Journal of Early Modern History*, vol. 6, n° 4, 2002, pp. 341-361.
- 18) J. Ch. Nemeitz, *Séjour à Paris, c'est-à-dire instructions fidèles pour les voyageurs de condition, comment ils se doivent conduire, s'ils veulent faire un bon usage de leur temps & argent, durant leur Séjour à Paris*, Leide, chez Jean Van Abcoude, 1727, pp. 454-455.
- 19) イギリス大使邸では1715年から1724年までの間、オランダ大使邸ではナント王令廃止以前から1792年まで、デンマーク大使邸ではナント王令廃止から1703年まで、スウェーデン大使邸では1742年以降、フランス語での説教も行われた。Gres-Gayer, art. cit., p. 32 et 43 ; Gwenaëlle, art. cit., pp. 367-368 ; Goy, art. cit., pp. 26-27.
- 20) L. Bély, « L'ambassade et ses immunités chez les juristes de langue française (XVII^e-XVIII^e siècle) », *Mélanges de l'École française de Rome*, t. 119, n° 1, 2007, pp. 17-30 ; Kaplan, art. cit.
- 21) Gres-Gayer, art. cit., p. 39 ; A. Lods, « L'Église réformée de Paris de la Révocation à la Révolution 1685-1789 », *Bulletin historique et littéraire*, t. 38, 1889, pp. 307-308.
- 22) 墓地は1762年に同じサン＝マルタン地区内の別所に移転され1803年まで維持された。F. Waddington, « Influence de l'ambassade de Hollande à Paris sur les affaires des Protestants de France au XVIII^e siècle », *BSHPF*, vol. 3, 1855, pp. 595-598 ; F. Garrisson, « Le cimetière des protestants étrangers (Paris, 1720-1803) », *BSHPF*, vol. 161, 2015, pp. 9-38.
- 23) 実際に、1724年8月17日にパリで死亡したあるベルリン出身者の埋葬調書には、プロイセン代理公使シャンブリエが発行した証明書が添付されている。Archives nationales de France (以下AnF), Y 14774, procès-verbal d'inhumation du sieur Campagne le Jeune (17 août 1724).

- 24) 多くの大使邸が集まるサン＝ジェルマン＝デ＝プレ地区のアパルトマンに設けられた 30 床を超えない小さな診療所で、主に貧しい病人を受け入れ、治療は外科医と看護者が担当した。F. Garrisson, « Les infirmeries protestantes de Paris au XVIII^e siècle, d'après les archives du Châtelet et leurs documents nécrologiques », *BSHPF*, vol. 145, 1999, pp. 31-87.
- 25) Garrisson, « Le cimetière des protestants étrangers », art. cit., pp. 20-21, 27.
- 26) Archives départementales (以下 AD) de la Gironde, C 4763, procès-verbal fait par Mr. Courtieu chez le sieur Dulamon à la Rousselle (12 novembre 1728). 自由通行証は一般にその国の王や国務卿、軍事・行政の諸権威が発行する。外交官が接受国で発行する例は稀少で、ほとんど研究されていない。O. Poncet, « Les passeports délivrés par l'ambassadeur de France à Venise René II d'Argenson de 1652 à 1655 », *Mélanges de l'École française de Rome*, t. 134, n° 1, 2022, pp. 139-167. 18 世紀フランスの自由通行証に関しては V. Denis, *Une histoire de l'identité. France, 1715-1815*, Seyssel, Champ Vallon, 2008, pp. 20-27, 303-308 を参照。
- 27) T. Smollett, *Travel through France and Italy*, with an introduction by Th. Seccombe, London-New York-Toronto, 1907, letter II (15 July 1763), pp. 20-22.
- 28) AnF, Y 11557, Scellé après décès de Madame la duchesse de Kingston Anglaise (6 mars 1728). 以下、ブリテン諸島出身者の人物誌の情報については *Oxford Dictionary of National Biography* を参照。
- 29) パリは 1702 年から 20 の行政地区に分割され、各地区に民事・刑事・ポリス業務を担当する数名のシャトレ警視が配置されていた。死後財産への封印貼付は財産を第三者による収奪から守るための行政措置で、故人の出自とは無関係に実施される。死亡したのが外国人である場合、パリ王領法廷が外国人遺産取得権の適用・不適用を決定する。王領法廷は外国人遺産取得権を含む国王の王領権 (droits domaniaux) の裁治を担当する専門的な裁判所である。外国人遺産取得権の適用が決定されると、封印解除、財産の目録作成と売却ののち、売上金から手数料等を差引いた額が国庫に回収される。詳しくは上掲拙稿「18 世紀フランスの外国人遺産取得権」を参照。
- 30) Archives du ministère des Affaires étrangères (以下 AAE), Correspondance politique (以下 CP) Angleterre, vol. 362, fol. 161-162. パーマストン卿は国務大臣ニューカッスル公に書簡を送り、キングストン公夫人の相続問題に関して駐英フランス大使プログリ伯経由でフランス宮廷に取りなしてもらえよう依頼した。プログリ伯はそのことを 3 月 25 日付の書簡でフランスの外務卿に報告している。
- 31) AD de la Gironde, C 2238, de Chauvelin à Boucher (16 octobre 1729); AAE, CP

Angleterre, vol. 367, fol. 8-9.

- 32) AD de la Gironde, C 2238, de Chauvelin à Boucher (26 février 1730).
- 33) AD de la Gironde, C 2238, de Broglie à Boucher (5 janvier 1730).
- 34) AAE, CP Suède, vol. 211, fol. 22-23, de Scheffer à d'Argenson (7 décembre 1745). 彼女は後に王妃マリ・アントワネットの愛人として知られるスウェーデン貴族アクセル・フォン・フェルゼンの祖母にあたる。
- 35) というのも、この予備条約第2条には「スウェーデン王臣民はフランスでハンザ諸都市[出身者]と同様に扱われる」という文言があり、ハンザ諸都市は1716年9月28日通商航海条約で外国人遺産取得権の免除を含むさまざまな特権を与えられていたからである。Bibliothèque nationale de France (以下BnF), NUMM-9753608, convention préliminaire de commerce et de navigation entre le Roy et le roy de Suède (25 avril 1741).
- 36) AAE, CP Suède, vol. 211, fol. 38-39, de d'Argenson à Machault (13 décembre 1745), fol. 82-83, de Machault à d'Argenson (24 décembre 1745), fol. 101, de d'Argenson à Machault (27 décembre 1745). ラ・ガルディー一族はスウェーデン議会の親仏派有力家門であり、伯夫人やその子供らもフランスとの繋がりが深かった。Ch. Wolff, « L'aristocratie suédoise et la France dans la seconde moitié du XVIII^e siècle », *Histoire, économie et société*, vol. 29, n° 1, 2010, pp. 56-67.
- 37) AAE, CP Suède, vol. 211, fol. 112-113, de Scheffer à d'Argenson (29 décembre 1745). この件では、最終的に1746年11月2日国務顧問会議裁決により、外国人遺産取得権を適用するという王領法廷の1745年11月27日判決が支持された。BnF, IFN-8604951, arrêt du Conseil d'État (2 novembre 1746).
- 38) AnF, AE-B-I-783, fol. 2-4, de Guérapin de Vauréal à Maurepas (8 avril 1743), fol. 57-62, de Guérapin de Vauréal à Maurepas (1 juillet 1743). アレドンドの母親が息子の財産返還を求める請願をカンピーリョに託したことから、この件に関するフランス政府との議論が再燃していた。
- 39) 上掲拙稿「近世フランス植民地における外国人の法的地位」、11頁。
- 40) Archives nationales d'Outre-Mer (以下ANOM), Col. E 56, dossier Jean Cassan ; Col. E 380, dossier François Antoine Tosgobby.
- 41) 特にトスゴビの相続問題では、ローディ司教区司祭で遺言書により包括相続人に指名されていた兄(弟)が、ローマ駐在のフランス大使ベルニ枢機卿を介して海事卿ボワヌ侯に働きかけたこともあり、メルシ=アルジャント伯は少なくとも1772年9月にはこの件に関与し始めていた。AAE, CP Amérique, vol. 16, fol. 143-146, de Boynes à d'Aguillon (27 septembre 1772).
- 42) ANOM, Col. C^{SA} 72, fol. 57-59, mémoire concernant le droit d'aubaine aux colonies (3

- mai 1773) ; AAE, CP Amérique, vol. 16, fol. 150-151, de Mercy-Argenteau à d'Aguillon (3 mai 1773), fol. 152-153, mémoire concernant le droit d'aubaine aux colonies (3 mai 1773).
- 43) ただし、メルシ＝アルジャント伯は自身の私的利益も念頭に置いていたかもしれない。なぜなら、彼はこのときすでに、3年後に実行するサン＝ドマング南部でのプランテーション購入を検討していた可能性があるからである。ANOM, Col. E 310, dossier Florimond Claude de Mercy-Argenteau.
- 44) 詳細は上掲拙稿「近世フランス植民地における外国人の法的地位」、11-12頁。
- 45) 1766年に仏領グアドループで死亡したバーゼル出身のA・ベックの相続に関する書類のなかで、この国務顧問会議の決定が1773年4月22日付の書簡でスイスのフランス大使に伝えられたと言及されている。ANOM, Col. E 24, dossier Abraham Beck, lettre datée du 4 avril 1775.
- 46) 上掲拙稿「近世フランス植民地における外国人の法的地位」、12頁。
- 47) J.-B. Denisart, *Collection de décisions nouvelles et de notions relatives à la jurisprudence, mise dans un nouvel ordre, corrigée & augmentée* par MM. Camus, Bayard & Meunier, avocats au parlement (8^e éd.), 9 vol., Paris, veuve Desaint, 1783-1790, t. 9, article « Hollandois », pp. 643-644.
- 48) « From George Washington to Thomas Jefferson, 26 July 1790 », *Founders Online*, National Archives, <https://founders.archives.gov/documents/Washington/05-06-02-0059>.
- 49) « From Thomas Jefferson to William Short, 26 August 1790 », *Ibid.*, <https://founders.archives.gov/documents/Jefferson/01-17-02-0126>.
- 50) « From William Short to Thomas Jefferson, 27 October 1790 », *Ibid.*, <https://founders.archives.gov/documents/Jefferson/01-17-02-0240>.
- 51) AnF, Y 13445, Scellé apposé après le décès de la dame Cassanne Anglaise rue Saint-Antoine (4 août 1784).
- 52) 副検事自身が後日そう証言している。AnF, T 930/9, lettre à Bonnaire de Forges (6 septembre 1784).
- 53) AAE, CP Angleterre, vol. 549, fol. 401, de Vergennes à Dorset (19 août 1784).
- 54) 外務卿がこのように述べているのは、王領法廷は外国人遺産取得権を含む王領権と関連する相続に対してのみ裁治権をもつためである。AAE, CP Angleterre, vol. 549, fol. 402-403, de Vergennes à Calonne (19 août 1784).
- 55) AnF, Y 15288, Scellé après le décès de M. le Baron de Cahman (21 octobre 1780). クロイツ伯はさらに、封印調書を牧師パールに託すようシャトレ警視に依頼していた。
- 56) AAE, CP Suède, vol. 272, fol. 215-216, de Creutz à Vergennes (1 novembre 1780).

- 57) AAE, CP Suède, vol. 272, fol. 243-244, copie de la lettre écrite par Monsieur Guichard (22 novembre 1780). 不動産は土地や建物だけでなく定期金契約も含み、財産目録作成の際には種々の契約書を含むすべての書類が検査される。
- 58) AAE, CP Suède, vol. 272, fol. 272, de Vergennes à Necker (2 décembre 1780), fol. 304-305, de Necker à Vergennes (27 décembre 1780).
- 59) AnF, T 930/9, de Guichard à Boislecote (19 janvier 1785).
- 60) AnF, T 930/5, liasse 1, lettre de Sandoz (1 janvier 1781), lettre s.d. de Guichard à Bonnaire de Forges. プロイセンは1753年に動産のみの免除条約を獲得したが、10年間の有効期限を過ぎてても更新されなかった。
- 61) AnF, T 930/5, liasse 1, de Vergennes à Guichard (17 janvier 1781) ; de Goltz à Vergennes (29 janvier 1781).
- 62) E. de Vattel, *Le droit des gens ou Principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, 2 vol., Londres, 1758, t. 1, liv. II, chap. VIII, § 109-112, pp. 333-337.
- 63) この擬制の考え方はグロティウスの『戦争と平和の法』（1625年）から存在し、ヴァッテルも著作内で言及している。 *Ibid.*, t. 2, liv. IV, chap. IX, § 117, p. 365.
- 64) M. Belissa, *Fraternité universelle et intérêt national (1713-1795). Les cosmopolitiques du droit des gens*, Paris, Kimé, 1998, chap. 1.
- 65) 上掲拙稿「歓待と差別」第3章を参照。
- 66) AAE, CP Angleterre, vol. 550, fol. 103, de Vergennes à Calonne (2 octobre 1784).
- 67) AnF, T 930/9, de Guichard à Bonnaire de Forges (22 février 1785). この提案はギシャールの独断ではない。もともとカロヌは、フランスで外国人が死亡した場合、その国の大使が自国にいる相続人に訃報と相続の開始を伝えられるようにするために、王領法廷検事に外国人の死亡や封印貼付を大使に報告するよう義務づけてはどうか、とヴェルジェンヌ伯に提案していた。AAE, CP Angleterre, vol. 550, fol. 143-144, de Calonne à Vergennes (6 février 1785).
- 68) AnF, T 930/9, de Bonnaire de Forges à Guichard (10 mars 1785).

(人文学研究科准教授)

RÉSUMÉ

La protection de nationaux par les diplomates en France au XVIII^e siècle

Haruka MISE

Cet article vise à examiner la protection offerte à leurs nationaux par les diplomates étrangers en poste en France au XVIII^e siècle. Alors que les services spirituels rendus par les ambassades protestants attirent l'attention des historiens, les interventions des diplomates pour protéger les biens de leurs nationaux ne sont pas étudiées à cause de leur caractère aléatoire, à l'époque où les fonctions majeures des diplomates restent la représentation, la négociation et la collection d'informations. Afin de comprendre la caractéristique et la signification de leurs interventions, nous examinons donc les manières dont ces diplomates s'engagent dans les affaires successorales de leurs nationaux survenues en France à l'occasion de l'application du droit d'aubaine. Vivement critiqué comme « barbare » au siècle des Lumières, son exercice qui tente d'adjudger les successions des étrangers au fisc royal, provoque chez les diplomates étrangers plusieurs essais de contournement et de nombreuses plaintes auprès du gouvernement français.

Notre analyse montre que les diplomates servent d'intermédiaires entre les intéressés de la succession et les ministres d'État de la France pour plusieurs objectifs différents : la solidarité nobiliaire, le maintien d'honneur de leur État, la clarification du champ d'application des traités avec la France, ou l'amélioration du traitement de leurs nationaux dans la métropole et les colonies de la France. Dans la société d'ordres où pèsent l'honneur et les hiérarchies, les aides des diplomates ne sont pas accessibles pour tous les étrangers de manière égale ; mais il n'en est pas moins vrai que les diplomates jouent le rôle de protecteurs de leurs nationaux en défendant leurs intérêts patrimoniaux dans un pays étranger. Dans les années 1780, les diplomates commencent à s'immiscer directement dans la procédure successorale de leurs nationaux décédés à Paris. Leurs interventions quasi abusives, qui reflètent non seulement le recul progressif du droit d'aubaine mais aussi le cosmopolitisme des Lumières, contraignent les ministres d'État et les officiers royaux de réfléchir sur les manières dont sont traitées les successions des étrangers, et ouvrent la voie vers une réforme de règles. Les diplomates contribuent ainsi à combler un fossé entre la nouvelle norme internationale et la réalité institutionnelle de la monarchie française, tout en représentant la nouvelle notion de relations internationales civiles et policées.